別記様式（第3条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （表） | | | |
|  | 第　　　号  徴収職員証  　　　　　　　　　　　　　　　所　　属  　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　年　　月　　日 | |  |
|  |  | |
| 年　　月　　日発行  熊本県阿蘇郡産山村長　　　　　　　　　　印 | |  |
| （裏） | |
| 注意  1　村の税外収入金等の滞納処分に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。  2　関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。  3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  4　本証を紛失し、若しくは毀損し、又は氏名等を変更したときは、直ちに村長に届け出なければならない。  5　徴収職員でなくなった者は、本証を村長に返納しなければならない。 | |
|  | | | |